

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける 中小企業の資金繰り支援策一覧

— 2020年3月24日（火）時点 —

発行：日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス
株式会社 日税不動産情報センター
株式会社 共栄会保険代行
株式会社 日税サービス
株式会社 日税経営情報センター

本冊子は、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対し、経済産業省などが実施している中小企業支援策をまとめたものです。経済産業省が公表した2020年3月24日時点の資料を参考にしており、今後、各制度ともに変更や締切を迎えるものがありますので、経済産業省等のホームページにて各制度の最新情報をご確認ください。

【目次・制度の概要】

保証

【セーフティネット保証4号】 . . . 1

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合

【セーフティネット保証5号】 . . . 2

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合

融資

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】 . . . 3

一時的な業況悪化を来たし、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方が対象。融資限度額（別枠）は中小事業3億円、国民事業6,000万円。金利は当初3年間は基準金利▲0.9%

【商工中金による危機対応融資】 . . . 4

一時的な業況悪化を来たし、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方が対象。融資限度額3億円で、金利は当初3年間は基準金利▲0.9%

【特別利子補給制度】 . . . 5

「新型コロナウイルス感染症特別貸付（公庫）」または「危機対応融資（商工中金）」により借入を行った中小企業者等で、一定の要件を満たす場合。補給対象上限は中小事業1億円（公庫）、国民事業3000万円（公庫）、危機対応融資1億円（商工中金）

設備投資・販路開拓支援

【ものづくり補助金】 . . . 6

中小企業・小規模事業者等が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助。補助額は100万~1000万円、補助率は中小企業が1/2、小規模事業者等は2/3

【小規模事業者持続化補助金】 . . . 7

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援。補助額は最大50万円、補助率は2/3。

【IT導入補助金】 . . . 8

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援。補助額は30万~450万円、補助率は1/2。

雇用関係

【時間外労働等改善助成金】（テレワークコース） . . . 9

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（試行的に導入している事業主を含む）で導入する中小企業事業主で、労働者災害補償保険の適用中小企業事業主が対象。補助率は1/2（1企業当たりの上限度額：100万円）

【雇用調整助成金の特例措置】 . . . 10

対象は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主。令和2年4月1日から6月30日までは1年間の支給限度日数100日とは別に雇用調整助成金を利用可能。助成率は大企業2/3、中小企業4/5。解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10

【セーフティネット保証 4 号】

【概要】

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合および都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の 100%を保証する制度。今回の新型コロナウイルスは全国に影響を及ぼしており、対象となる地域は 47 都道府県となっている。

【対象者】

1. 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること
2. 災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること（売上高等の減少について市区町村長の認定が必要）

※3 月 13 日から認定基準の運用を緩和

- ①業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者
⇒新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

【保証条件】

1. 対象資金 : 経営安定資金
2. 保証割合 : 100%保証
3. 保証限度額: 一般保証 (最大 2 億 8000 万円) とは別枠で 2 億 8000 万円
(セーフティネット保証 5 号とは併用可だが、同じ枠になる)

【利用の流れ】

1. 中小企業者の本店等 (個人事業者は主たる事業所) 所在地の区市町村に認定申請
2. 希望の金融機関または最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込む (事前相談も可)。※金融機関および信用保証協会による審査があり、認定書の発行によって融資を確約するものではない

【問合せ先】

- ・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 電話: 03-3501-1544 (直通)
- ・中小企業庁事業環境部金融課 電話: 03-3501-1511

【セーフティネット保証5号】

【概要】

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

【対象者】

1. 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。※時限的な運用緩和として、2月以降直近3カ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3カ月間の売上高等の減少でも可。例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み
2. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)。

【指定業種】

令和2年度第1四半期(令和2年4月1日~同年6月30日)の対象業種として587業種を指定。参考) <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008-2.pdf>

【保証条件】

1. 保証割合 : 80%保証
2. 保証限度額 : 一般保証(最大2億8000万円)とは別枠で2億8000万円(セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる)

【利用の流れ】

1. 中小企業者の本店等(個人事業者は主たる事業所)所在地の区市町村に認定申請。
2. 希望の金融機関または最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込む(事前相談も可)。※金融機関および信用保証協会による審査があり、認定書の発行によって融資を確約するものではない。

【問合せ先】

- ・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 電話 : 03-3501-1544 (直通)
- ・中小企業庁事業環境部金融課 電話 : 03-3501-1511

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

【概要】

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【融資限度額（別枠）】 中小事業 3億円、国民事業 6000万円

【資金用途】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内 【うち据置期間】 5年以内

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年日以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業 1億円、国民事業 3000万円）

※国民事業における利下げ限度額は「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3000万円

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能

【問合せ先】

- ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 <https://www.okinawakouko.go.jp/3748>

【商工中金による危機対応融資】

【概要】

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施する。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。4月中旬より制度適用開始。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【融資限度額】 3億円 【資金用途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保 【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】 5年以内

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年日以降基準金利
1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資の利用が可能（制度適用開始後に借換）

【問合せ先】

- ・商工中金 専用コールセンター 電話：0120-542-711
電話：03-6695-6590(有料)、電話：03-3246-9209(有料)

【特別利子補給制度】

【概要】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もしくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁 HP 等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主

(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高 15%減少

③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高 20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初 3 年間
- ・補給対象上限：（日本公庫）中小事業 1 億円、国民事業 3000 万円
（商工中金）危機対応融資 1 億円

※令和 2 年 1 月 29 日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能。

【問合せ先】

- ・中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544

【ものづくり・商業・サービス補助金】

【概要】

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。
3月10日より公募開始。

【補助内容】

対象 : 中小企業・小規模事業者等
補助上限 : 原則 1000 万円
補助率 : 中小 1/2、小規模 2/3

【想定される活用例】

- ・ 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・ 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設、増強する
- ・ 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する
※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

【今後のスケジュール】

令和2年3月31日の1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う（予定は変更する可能性がある）

【問合せ先】

・ものづくり補助金事務局 電話：050-8880-4053
<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

【小規模事業者持続化補助金】

【概要】

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。3月10日より公募開始。

【補助内容】

対象　　：小規模事業者等

補助額　：最大50万円

補助率　：2/3

【想定される活用例】

- ・小売店がインバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
 - ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する
- ※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

【今後のスケジュール】

令和2年3月31日の1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月（2次）、10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う（予定は変更する場合がある）。

【問合せ先】

- ・全国商工会連合会　電話：03-6670-2540
http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
- ・日本商工会議所　電話：03-6447-2389
<https://r1.jizokukahojokin.info/>

【IT導入補助金】

【概要】

事業継続性確保の観点から、IT ツール導入による業務効率化等を支援。3月13日より公募開始。

【補助内容】

対象 : 中小企業・小規模事業者等

補助額 : 30～450万円

補助率 : 1/2

【想定される活用例】

・在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する

※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要

【今後のスケジュール】

令和2年3月31日の締め切り後も、令和2年度内に令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行う（制度内容、予定は変更する可能性がある）。

【問合せ先】

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
電話：0570-666-424 042-303-9749（IP電話等）
<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

【時間外労働等改善助成金】（テレワークコース）

【概要】

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設ける。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主で、労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること。なお、試行的に導入している事業主も対象となる。

【助成対象】

- ・ テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
 - ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ・ 労務管理担当者に対する研修
 - ・ 労働者に対する研修、周知・啓発
 - ・ 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング等
- ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象とされない

【主な要件】

事業実施期間中に

- ①助成対象の取組を行うこと
- ②テレワークを実施した労働者が1人以上いること

【助成内容】

補助率：1／2（1企業当たりの上限額：100万円）

助成の対象となる事業の実施期間：令和2年2月17日～5月31日

【問合せ先】

- ・ テレワーク相談センター（厚生労働省） 電話：0120-91-6479
メール：sodan@japan-telework.or.jp

【雇用調整助成金の特例措置】

【概要】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。※この特例措置については3月28日公表の資料をまとめている。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

4月1日から6月30日まで。感染拡大防止のため、期間中は全国で特例措置を実施。

【助成内容】

助成率 : 大企業 2/3 (解雇等を行わない場合 3/4) 中小企業 4/5 (同 9/10)、
支給限度日数 : 1年間の支給限度日数 100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 (全業種)

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能
- ②生産指標 (3カ月で売上高等 10%減) の確認を1か月 5%減に短縮
- ③雇用指標 (最近3カ月の平均値) を撤廃
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象
- ⑤助成率を大企業 2/3、中小企業 4/5
(解雇等を行わない場合、大企業 3/4、中小企業 9/10 に引上げ)
- ⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象
- ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、

ア前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象。

イ支給限度日数から過去の受給日数を差し引かない。

※上記の拡充にあわせて短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化が行われる。また、教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じる。

【問合せ先】

・最寄りの都道府県労働局

※4月1日以降の同助成金については厚生労働省のホームページをご確認ください。

【資金繰り支援策の問い合わせ先】

資金繰り支援全般	中小企業金融相談窓口	平日・休日9:00～17:00	03-3501-1544
	金融庁相談ダイヤル	平日10:00～17:00	0120-156811
		IP電話の場合	03-5251-6813
セーフティネット保証4号・5号	最寄りの信用保証協会		
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	平日	0120-154-505
	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班	平日	098-941-1785
	日本政策金融公庫(国民生活事業)	土日祝	0120-112476
	日本政策金融公庫(中小企業事業)	土日祝	0120-327790
	沖縄振興開発金融公庫		098-941-1795
商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫相談窓口	平日・休日9:00～17:00	0120-542-711
特別利子補給制度	中小企業金融相談窓口	平日・休日9:00～17:00	03-3501-1544
ものづくり補助金	ものづくり補助金事務局	平日10:00～12:00 13:00～17:00	050-8880-4053
小規模事業者持続化補助金	全国商工会連合会	平日9:00～12:00 13:00～17:00	03-6670-2540
	日本商工会議所	平日9:30～12:00 13:00～17:30	03-6447-2389
IT導入補助金	(一社)サービスデザイン推進協議会	平日9:30～17:30	0570-666-424
		IP電話の場合	042-303-9749
時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	テレワーク相談センター		0120-91-6479
			03-5577-4724
			03-5577-4734
雇用調整助成金の特例措置	最寄りの都道府県労働局		

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける

中小企業の資金繰り支援策一覧 2020年3月24日(火)時点

発行：**日税グループ**

株式会社 日税ビジネスサービス
株式会社 日税不動産情報センター
株式会社 共栄会保険代行
株式会社 日税サービス
株式会社 日税経営情報センター

監修：銀座スフィア税理士法人 公認会計士・税理士 水谷翠

税理士顧問料の集金なら

報酬自動支払制度

選ばれる理由

理由1

「税理士報酬専門」
だから使いやすい!

理由2

定期・定額の請求
以外にも対応!

理由3

税理士界一筋
45年以上の信頼と実績

関与先様の集金なら

My 集金 NET

資料・各種会費・購読料など関与先様の集金業務を
1件からサポートします。

■税理士協同組合事務代行者

株式会社 日税ビジネスサービス
0120-155-551



報酬自動支払制度 🔍 検索

(詳しくはこちら)

不動産のことなら

売却・購入の仲介

事業用収益物件の売買

財産評価サポート・不動産鑑定評価

相続不動産の対策

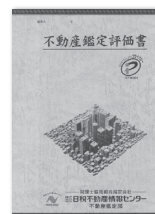
有効活用

事業承継

各種資料が好評です



【物件調査報告書】



【不動産鑑定評価書】

■税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

URL <https://www.nichizei.com/nf/>

個人・法人の保険のことなら

全税共集団取扱保険料適用

生きるための
がん保険
Days 1

ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 EVER

- ◇特長1 現在の治療に対応した手厚い保障内容!
- ◇特長2 さまざまなリスクに備えられる豊富な特約バリエーション
- ◇特長3 健康に不安がある方でも入りやすい

※保険料を増加するなどの条件を付けることで、ご契約をお引受けする場合があります。
なお、健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

引受保険会社 / アフラック 東京総合支社 TEL: 03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2019-0037 1月17日(210117)

■全税共保険取扱(募集)代理店

株式会社 共栄会保険代行
0120-922-752



URL <https://www.nichizei.com/khd/>

(資料請求)

全税共VIP大型総合保障制度

団体所得補償保険
新・団体医療保険

団体割引
30%適用

税理士協同組合の集団取扱制度

自動車保険
火災保険

集団扱一括払
による5%割引

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または
損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

引受保険会社 / 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 03-3349-5402 SJNK19-13666 2020/01/31

■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス
0120-312-112



URL <https://www.nichizei-net.com>

(資料請求)

関与先様の経営課題解決のことなら

コンサルティング支援サービス

M&A、事業承継、株価算定をはじめ、関与先様のニーズにお応えできるメニューをご用意

株式会社 日税経営情報センター

TEL.03-3345-0600

URL <https://nbs-nk.com/>

